

## コーポレート・ガバナンス (3)

琴 浦 諒\*

(前回の取締役 (director) および取締役会 (Board of Directors) の解説から続く)

## ウ 取締役の義務と責任

インド会社法上、会社の取締役は、善管注意義務、忠実義務、勤勉義務、競業避止義務等<sup>(1)</sup>を負う。これらは、本質的にはいずれも日本の会社法上の善管注意義務や忠実義務と同様の義務である。

また、取締役は取締役会の構成員であるため、善管注意義務の一環として取締役会に出席し、審議および議決権行使を行う義務を負う。

さらに、取締役は、上記一般的義務に加え、類型化された義務として

①利益相反取引における情報開示義務

②会社から取締役への貸付、保障および担保の差入れの禁止等の義務を負っている。

取締役が、上記インド会社法上の諸義務に違反し、当該違反により会社に損害を与えた場合には、民事上の損害賠償責任を負う可能性があるとともに、刑事罰を負う可能性がある。

インド会社法の特徴として、取締役その他の会社役員 (officer) の義務について定める規定は、多くの場合義務違反があった場合の罰則<sup>(2)</sup>も同時に定めており、手続違反を含むほとんどの義務違反のケースにおいて、刑事罰が定められている<sup>(3)</sup>。

これらの罰則は、「義務を懈怠した役員 (officer who is in default)」に対して課されるものとされており、特にマネージング・ディレクター、ホールタイム・ディレクター、マネージャー、会社秘書役その他一定の要件をみたす者については、会社による法令違反行為等が生じた場合、実際にそれらの者がどのような行動をとっていたかにかかわらず、当該義務懈怠について責任があると推定される (反証は可能)。

もっとも、これまでのところ、インドにおいて日本企業の現地法人または合弁会社における日本人取締役が、法令違反や善管注意義務違反を理由に刑事罰を課せられたという事例は無いようである。

## エ 取締役の報酬

取締役の報酬は、インド会社法198条の規定に従い、附属定款の規定または株主総会普通決議により決定される。ただし、附属定款上、株主総会特別決議による決定が要求されている場合には、特別決議が必要となる。

取締役の「報酬 (remuneration)」には、会社が取締役のための負担した各種費用も含まれる。具体的には、会社が取締役の住居のために支出した費用、取締役に供与する便益や物のために支出した費用、取締役の義務や履行すべきサービスを会社が代わって履行するために支出した費用、ならびに会社が取締役およびその家族のために支出した保険や年金の費用は、いずれも取締役の「報酬」に含まれる。

公開会社については、取締役およびマネージャーに対する報酬総額の上限が定められてお

\* ことうら りょう

弁護士、アンダーソン・毛利・友常法律事務所

り、その額は原則として当期純利益の11%とされている。会社がこの上限額を超える報酬を支払う場合、インド中央政府の事前承認その他一定の手続を経ることが必要となる。一方、非公開会社については、取締役の報酬上限についての規制はない。

## オ 取締役会

### (ア) 構成と権限

インド会社法上、取締役会を構成する取締役の最低数は、公開会社 (public company) においては3人以上とされており、非公開会社 (private company) においては2人以上とされている。

取締役会の権限は、法令や定款で株主総会や他の会社の機関 (監査人、会社秘書役等) に留保されている権限以外のほぼ全ての権限に及び、これらについて決議を行うとともに、決議した事項を執行する。また、株主総会の決議により、既に行われた取締役会の行為を無効とすることはできないとされている。

取締役会は、附属定款の規定に基づき、または個別の取締役会決議に基づいて、取締役会の下にマネジメント・コミッティーやステアリング・コミッティーなどの任意の委員会 (committee) を設置し、当該委員会に対し、一定の事項の決定権限を委譲することもできる。上場会社など、一定の規模を有する会社については、一定以上の規模の会社は、委員会を設置していることが多い。

委員会への授権内容が、附属定款の規定または個別の取締役会決議により明確に規定されていれば、委員会で決定した事項について、再度取締役会にて決議を経ることは、通常は不要である。

### (イ) 取締役会の開催と招集

インド会社法上、取締役会は原則として3ヶ月に1回以上かつ1年に4回以上開催しなければならないとされている。この開催は原則として会合形式 (または後述のビデオ会議方式) で行われなければならない、書面決議をもってこれに換えることはできない (取締役会の書面決議については後述)。

取締役会は、通常、附属定款に従い、取締役会の議長またはその他の取締役が招集する。取締役会の招集通知は書面 (電子メール等の電磁的方法を含む) で行われる必要があり、招集手続の省略は認められていない。

インド会社法上、招集通知の発送時期について明文規定はないが、附属定款に規定がある場合には、その規定に従って招集通知が発送される必要がある。また、附属定款に規定がない場合には、合理的な期間をおいた招集通知が必要とされる。判例上、たとえば数時間前の招集通知など、取締役が当該通知を受け取った後、取締役会に出席するのに十分な時間が与えられない場合には、招集通知は無効となると解されている。

取締役会は必ずしも会社の登記上の所在地で開催される必要はなく、インド国内のその他の場所、あるいは外国で開催することも可能である。実際に、少なくない数の現地日系企業が、取締役会を日本で開催しているようである。

### (ウ) 定足数と出席

取締役会の定足数は、公開会社、非公開会社を問わず、取締役全員の数の3分の1 (端数が出る場合、切り上げ) または2人のいずれか多い方と定められている。定款で定足数を加重すること (たとえば、取締役全員の出席を要件とするなどは可能であるが、緩和すること (たとえば1人出席すれば成立するとすること) はできないと解されている)。

取締役会には、取締役本人が出席する必要があり、代理人方式での出席は認められない。取締役は、その個性や能力により、会社の業務執行を担うものとして選任されているため、代理人による出席では意味がないためである。

取締役会への出席は、原則として物理的なものである必要があるが、2011年にビデオ会議による取締役会への出席が認められたことから、2013年6月現在では、一定の要件の下、ビデオ会議方式により取締役会に出席することが可能となっている。ただし、①電話会議方式は認められていないこと、また②少なくとも一事業年度に最低1回は、

物理的な会合形式による取締役会が開催されることが必要とされていること、に注意が必要である。

上述のとおり、取締役会の定足数の緩和は認められていないこと、また取締役には取締役本人が出席する必要があることに鑑みれば、合弁会社のケースにおいて、あまり取締役の数を増やしすぎることは望ましくなく、日本側が指名する取締役数は、現地駐在員など、継続的に取締役会に出席が可能な者の数を考慮の上決定すべきである。

#### (エ) 決議事項

上述のとおり、取締役会の権限は、法令や定款で株主総会や他の会社の機関に留保されている権限以外のほぼ全ての権限に及ぶため、会社の業務執行に関する事項は、附属定款に決議事項として規定されていればもちろん、規定されていない場合でも、ほぼ全て取締役会決議の対象となりうる。なお、インドでは、日本であれば取締役会決議事項には当たらないと解されるような日常的な事項についても、取締役会決議により確認または承認している例が多い。

また、以下の各事項については、インド会社法上、特に取締役会決議が要求されている。

- ①取締役の任期中に欠員が生じた場合の、同任期中の後任取締役の選任
- ②インド会社法292条各項が定める事項（株式の払い込みを行わない株主に対する払込請求、自己株式の買取り、社債の発行、借入、会社資金の投資、融資）
- ③利益相反取引の承認
- ④マネージング・ディレクターなどの一定の地位にある者が、他社のマネージング・ディレクターなどを兼任する場合の承認
- ⑤公開会社において、企業間融資および投資を行う際の承認
- ⑥（会社清算の際の）債務弁済見込宣言

さらに、公開会社においては、取締役会が下記の事項を決議し、実行するにあたり、株主総会普通決議による個別承認が必要とされる（本規制は、非公開会社には適用されない）。

- ①会社の事業の一部または全部の売却、貸与ま

たは処分

- ②取締役の会社に対する期限が到来した債務の支払への猶予期間の付与
- ③政府等による資産の強制取用により受領した補償金を信託証券以外に投資すること
- ④会社の資本金と準備金の合計を超える金額の借入れ（一時借入れを除く）
- ⑤50,000ルピーまたは平均純利益の5%のいずれか大きい方を超える金額を、会社の事業に関連しない慈善基金その他の基金に寄付すること

#### (オ) 決議方法

取締役会の決議要件について、インド会社法上明文の規定はないが、附属定款において、決議要件は出席取締役の投票の過半数（a majority of votes）である旨が規定されるのが一般的である。

もちろん、附属定款において、これよりも厳格な決議要件を定めることも可能である。特に、合弁会社のケースにおいては、一定の決議事項については、出席取締役の過半数の賛成の他、合弁相手方の賛成が無ければ決議できないとする、いわゆる拒否権事項（affirmative vote items）が設けられていることが多い。

#### (カ) 書面決議

書面決議が認められていない株主総会と異なり、取締役会決議については、書面決議で行うことも可能である。

日本法上は、取締役会の書面決議は取締役全員の賛成が議案の成立要件とされており、したがって、全員一致で賛成の場合以外は書面決議はできないが、インド会社法上は、インド国内にいる取締役全員の賛成（定足数は満たされている必要がある）、または取締役総数（インド国外にいる取締役を含む）の過半数の賛成によっても決議できるとされており、常に取締役全員の賛成が要求されているわけではない。

なお、上記（エ）で述べたインド会社法292条各項が定める事項については、書面決議でこれを決議することは認められていない。

### (キ) 議事録

取締役会または取締役から権限を以上された委員会は、当該取締役会または委員会の開催から30日以内に議事録を作成する必要がある、当該取締役会または委員会の議長がこれに署名する。日本と異なり、取締役全員が記名・押印または署名することまでは要求されていない。

#### 取締役会の最低取締役数、定足数および決議要件

	公開会社	非公開会社
最低取締役数	3人	2人
定足数	取締役全員の数の3分の1または2人のいずれか多い方	
決議要件	インド会社法上明文の規定はないが、附属定款において、出席取締役の投票の過半数である旨が規定されるのが一般的。過半数よりも加重することも可能。	

### (3) 監査人 (auditor)

インド会社法上、監査人 (auditor) は、会社の会計監査および監査意見の表明の権限のみを有しており、その役割と職責は、日本法上の会計監査人に相当する。したがって、監査人に選任されるのは、勅許会計士 (chartered accountant) の資格を有する個人、または監査法人に限定されている。

なお、インドには、日本法上の監査役に相当する役職は存在しない。会社の業務監査は、専らマネージング・ディレクターやホールタイム・ディレクター以外の取締役 (特に独立取締役 (independent director) または後述の監査委員会により行われる。そのため、インド会社法上の業務監査の仕組みは、日本の会社法上の委員会設置会社に類似すると言える。

監査人は、定時株主総会における普通決議により選任され、その任期は次回の定時株主総会までの1年間とされている。ただし、会社設立後最初に選任される監査人は、会社登記後1ヶ月以内に取締役会により選任され、その任期は最初の定時株主総会までとされる。

監査人は、身分保障による独立性確保の観点から、再任が原則とされており、株主総会で明示的に再任を認めない旨の決議がなされた場合などの

一定の事由に該当する場合を除いて、再任されなければならないとされている。

また、公正な会計監査確保の見地から、会社は監査人を自由に解任することはできないとされており、監査人をその任期中に解任する場合、株主総会普通決議に加えてインド中央政府の事前承認が必要とされている。

インドでは、勅許会計士または監査法人の質のばらつきが大きく、勅許会計士または監査法人によっては、日本企業が期待するレベルの厳格な監査がなされていないこともあるため、特に合弁会社の場合、監査人の指名権限を日本企業側が保有するか、または一定の監査法人の中から監査人を選任できるようにしておくことが望ましい。

### (4) 監査委員会

2013年6月末現在、資本金5000万ルピー以上の公開会社は、監査人とは別個に、監査委員会 (audit committee) と呼ばれる委員会を会社内に設置する必要がある。なお、非公開会社は、資本金にかかわらず、監査委員会を設置する義務を負わない<sup>(4)</sup>。

監査委員会は、少なくとも3名以上の取締役から構成される必要がある、かつ構成員の3分の2以上は、マネージング・ディレクターでもホールタイム・ディレクターでもない取締役でなければならないとされている。

監査委員会は、会計監査権限とともに一定の業務監査権限も有しており、たとえば、会社の年次報告書 (Annual Return) は必ず事前に監査委員会に開示されなければならないとされている。

インド会社法上の監査委員会の職責と役割は、日本の会社法上の委員会設置会社における監査委員会に相当するといえる。

### (5) 会社秘書役

会社秘書役 (company secretary) は、文書管理、株主管理、法令遵守などをその主要な任務、権限とする、インド会社法上の会社の機関である。会社秘書役は、日本の会社法上は存在しない概念、役職であるが、英米法 (コモンロー) 系の会社法では会社の重要な役職とされている。

会社秘書役は、一定の有資格者でなければ就任することができず、需要に対して有資格者の数が限られているため、現地日系企業が常勤の会社秘書役を任用することが困難である場合もある。実務上は、個人の会社秘書役を任用することのほか、会社秘書役を構成員とする会社運営コンサルティング会社と契約し、会社秘書役業務を含む会社運営業務を委任するということが多く行われている。

常勤の会社秘書役がいる会社の場合、会社が対外的に発行する文書は、会社秘書役の名前で発行されるか、会社秘書役の認証を受けているかのいずれかであるのが通常である。また、会社秘書役は、コンプライアンスの責任者として、会社に法令に違反する事項がある場合に、取締役と並んで処罰対象とされている。

公開会社、非公開会社を問わず、資本金（授權資本額ではなく、実際に払い込まれた資本金）が5000万ルピー以上の会社については、社内に常勤の会社秘書役を設置しなければならないとされている。

また、資本金2000万ルピー以上5000万ルピー未満の会社については、常勤の会社秘書役の設置義務はあるものの、毎年、会社がインド会社法の全ての規定を遵守していることについての証明書を、会社の外部の会社秘書役の有資格者から取得し、会社登記局に提出することで、当該義務を代替することができるかとされている。

資本金100万ルピー以上2000万ルピー未満の会社については、会社秘書役を設置する必要はなく、会社がインド会社法の全ての規定を遵守していることについての証明書の提出のみが必要とされている。

## 6. 会社備置書類

### (1) 文書備置義務

インド会社法およびその関連法令上、会社は、さまざまな書類を（主としてその登記上の所在地に）備置、保管しなければならない。会社がこの義務に違反した場合、書類保管の責任者に対して、刑事罰（脚注2参照）が課される可能性がある。

以下では、会社の事業内容にかかわらず、インド会社法に基づいて一般的に備置が要求される書類について解説する。会社が営む事業によっては、当該事業を規律する業法により、さらに他の書類の備置、保管義務が課せられている可能性もあるので注意が必要である。

なお、書類のうち、取締役等による署名がなされているものなど、性質上原本を保管しなければならないと解されるものを除き、全ての備置、保管書類は電磁的記録により備置、保管することが可能である。したがって、たとえば株主名簿などは、必ずしも印刷した形で保管する必要はなく、電磁的記録としてパソコンその他の記録媒体中にデータ保管されていれば足りる。

### (2) 備置すべき書類

#### ア 会計帳簿

会社は、その登記上の所在地に会計帳簿（books of account）を備え置かなければならない。この会計帳簿には、以下の事項が記載されていなければならない。

- ①会社が受領し、または支出した全ての金額、
- ②会社が売却または購入した全ての商品の金額
- ③会社の資産および負債
- ④会社が複数の事業を行っている場合、事業別の明細

会計帳簿はその関連書類とともに、少なくとも8年間保管されなければならない。この義務に違反した場合、文書管理の責任者に対して6ヶ月以下の懲役または10000ルピー以下の罰金が課される可能性がある。

なお、会社登記局およびインド中央政府は、いつでもこれらの会計帳簿および関連書類を検査（inspection）することができる権限を有している。

#### イ 各種議事録

会社は、その開催した株主総会、取締役会および委員会の議事録（minute）を、その登記上の所在地に保管しなければならない。保管期間について特に定めはなく、したがって、これらの議事録

は、会社が存続する限り保管され続けなければならない。

株主は、いつでも株主総会議事録を閲覧する権利を有するが、取締役会や委員会の議事録の閲覧は、権利としては保障されていない。

#### ウ その他備置すべき書類

その他、インド会社法上、会社の登記上の所在地に備置、保管すべき書類は、右表のとおりである。

### 7. 新会社法案の主な改正内容

既に述べたとおり、現在、インド会社法は、現行法であるCompanies Act, 1956からの全面改正を予定しており、2013年6月末現在、新会社法案 (Companies Bill, 2012) は、インドの下院 (Lok Sabha) を通過して、上院 (Rajya Sabha) にて審議待ちの状態である。インドの新会社法は、1~2年以内には法案として成立する見込みであり、今後数年以内に施行されることが見込まれている。

そのため、以下においては、新会社法案の現行法からの主な改正内容について概観することとし、特に日本企業への影響が大きいと思われる改正点につき、重点的に解説する。

#### (1) 日本企業への影響が大きいと思われる改正点 ア 株主1人の会社 (いわゆる一人会社) の設立が可能に

現行法では、公開会社については最低7名、非公開会社についても最低2名の株主が必要とされているが、新会社法案では、株主が1人のいわゆる一任会社 (one person company) の設立が認められている。

これまででは、現行法の最低株主数規制により、日本企業が100%子会社の非公開会社を設立しようとする場合でも、形式的に1株以上を他の株主に保有してもらわなければならないが、新会社法案が成立、施行されれば、日本企業が形式的にも全株式を保有する子会社の設立が可能となる。

#### 会社の登記上の所在地に備置、保管すべき書類

書類の種類	保管期間	根拠条文
会社設立証明書 (Certificate of Incorporation)	無期限 (会社が存続する限り)	34条 35条
営業開始証明書 (Certificate of Commencement of Business) (公開会社のみ)	無期限 (会社が存続する限り)	149条
基本定款 (Memorandum of Association)	無期限 (会社が存続する限り)	12条
附属定款 (Articles of Association)	無期限 (会社が存続する限り)	26条
株主名簿 (Register of Members)	無期限 (会社が存続する限り)	150条
社債権者名簿 (Register and Index of Debenture Holders)	社債償還後15年間	152条
(附属定款に基づいて外国で株主名簿または社債権者名簿を保管する場合の) 外国名簿 (Foreign Register)	外国での保管をやめるときまで	157条
自己証券の買取記録簿 (Register of Securities Bought Back)	無期限 (会社が存続する限り)	77A条
会社資産に対する課金記録簿 (Register of Charges)	無期限 (会社が存続する限り)	143条
貸借対照表 (Balance Sheet)、損益計算書 (Profit and Loss Statement)、取締役報告書 (Director's Report) および監査役報告書 (Auditor's Report)	株主総会提出の日から8年間	209条
年次報告書 (Annual Return) および添付書類の写し	会社登記局提出日から8年間	159条
会社名で保有しない株式または証券に対する会社の投資記録簿 (Register of Investment)	無期限 (会社が存続する限り)	49条
取締役の利益相反取引に係る契約の記録簿 (Register of Contractors)	無期限 (会社が存続する限り)	301条
取締役、マネージング・ディレクター、マネージャーおよび会社秘書役名簿 (Register of Directors, Managing Director, Manager and Secretary)	無期限 (会社が存続する限り)	303条
取締役による会社の株式保有の記録簿 (Register of Directors' Shareholding)	無期限 (会社が存続する限り)	307条
企業間融資及び投資の記録簿 (Register of Inter-Corporate Loans and Investments)	無期限 (会社が存続する限り)	372A条
合併書類および合併消滅会社の会計帳簿等 (Documents relating to Amalgamation and Amalgamated Company)	インド中央政府による処分許可が出るまで	396A条

## イ 外国会社の子会社に対するみなし公開会社規制の適用の廃止

現行法上、「非公開会社でない会社の子会社である非公開会社 (a private company which is a subsidiary of a company which is not a private company)」に適用される、いわゆるみなし公開会社規制については、既に本シリーズの第3回で詳細に解説したが、外国企業にとって、この規制の最大の問題点は、現行法4条7項の規定<sup>(5)</sup>により、「英国法系のprivate companyとpublic companyを区別する会社法を採用している国以外の全ての国の会社のインドの子会社が、「非公開会社でない会社の子会社である非公開会社」とみなされてしまうという点にある。

新会社法案では、(インド国内の会社同士に適用される) みなし公開会社規制自体は維持するものの、現行法の4条7項に相当する規定を撤廃することにより、外国会社の子会社については、みなし公開会社規制の適用が廃止されることになる。

みなし公開会社規制は、日本のみならず、英国法系の会社法でない国からのインド進出に際して大きな妨げとなってきた規制であり、これが撤廃されることは、日本企業にとっても大きな意義を有するものと考えられる。

## ウ 全ての会社で最低1名の取締役をインド居住者とするものの義務付け

現行法では、公開会社のマネージング・ディレクターやホールタイム・ディレクターを除き、取締役はインド居住者であることは要求されず、したがってたとえば非公開会社においては、取締役の全員を日本居住の日本人とすることも可能であった。

これに対し、新会社法案では、非公開会社、公開会社を問わず、全ての会社において、少なくとも1名の取締役はインド居住者(必ずしもインド国籍保有者である必要は無い)でなければならないとされている。

この改正は、特に日本企業が新規にインドに進出する場合で、駐在予定者がインドに居住経験がなく、インド居住者に該当しないような場合に問

題となるものと思われる。

## エ 会計年度を4月1日から3月末までとするものの強制

現行法では、会計年度は、原則として会社が自由に決定することができるかとされていた(ただし、税務申告が4月1日から3月末までを基準としているため、4月1日から3月末までを会計年度としなかった場合、1年に2回会計書類を作成しなければならないとの実務上の煩雑さがあった)。

これに対し、新会社法案では、全ての会社について、会計年度を4月から3月末までとするよう定めており、その他の始期、終期による会計年度の設定は認められていない。

この改正は、特に連結子会社の会計年度を統一するとの方針を採っている日本企業に影響が大きいと思われる。現行法では、上述の「1年に2回会計書類を作成しなければならないとの実務上の煩雑さ」を甘受すれば、会計年度を自由に設定できたが、新会社法案では、そもそも会計年度を4月1日から3月末まで以外とすること自体が認められないためである。

## オ 企業社会責任(CSR)活動の義務付け

新会社法案では、新たな規制として、純資産50億ルピー、総売上100億ルピーまたは純利益5000万ルピーのいずれかの要件をみたす会社について、純利益の2%の拠出を含む、企業社会責任(Corporate Social Responsibility (CSR))活動が、義務付けられる。

この規制は、上記いずれかの要件を満たす日本企業の子会社または合弁会社において、新たな負担となりうるものであり、その収益性を悪化させる要因となると考えられる。

## カ 公開会社における株式譲渡を制限する合意の執行可能性の明記

現行法では、公開会社における株式譲渡を制限する合意の有効性について明文規定がなく、少なくとも判例において、公開会社における株式譲渡を制限する合意は無効であるとの解釈が示されて

きた。その結果、現行法上、公開会社においては、株式譲渡禁止の合意のみならず、いわゆる先買権 (right of first offer/refusal)、プット/コール・オプション (put/call option)、タグ/ドラッグ・アロング (tag/drag along) 等の、株式譲渡に関連する合意の執行可能性に疑義があるとされ、これがM&Aにおける実務上の障害となってきた。

新会社法案では、公開会社における株式譲渡を制限する合意の執行可能性が法文上明記され、したがって上記疑義が払拭されることとなった。

これにより、公開会社を対象とするM&Aにおいても、より積極的に株式譲渡を制限する合意がなされるものと思われる。

## (2) その他の改正点

その他、新会社法案の主な改正点は、以下のとおりである。

- ・ 上場会社等一定の会社における、社外取締役 (independent director) の設置の義務付け
- ・ 監査人への規制強化
  - ① 監査人の任期を原則5年とし、定時株主総会で選任を承認する
  - ② 上場会社等一定の会社については、個人の監査人は5年、法人監査人は10年を、連続して監査人として選任されることができる期間の上限とする
  - ③ 監査人が、監査対象の会社との間で利益相反を生じさせるような取引を行うことの禁止
  - ④ 監査人の任務懈怠に対する罰則の強化
  - ⑤ 監査人が監査によって不正行為を発見した場合の、中央政府への報告の義務づけ
- ・ インドの会計基準に基づく連結財務諸表の対象に、関連会社や合併会社まで含める (現行法上は原則として子会社のみ)。
- ・ 現物出資による株式の発行、90%以上を保有する支配株主による少数株主の株式買取等、一定の場合のregistered valuerによるバリユエーションの義務付け
- ・ インド内国会社と外国会社との間の合併制度

の導入

- ・ 取締役の責任追及に際してのクラスアクション制度の導入
- ・ 会計基準、監査基準の遵守を監督する政府当局として、National Financial Reporting Agencyを創設
- ・ 組織再編等を承認する機関としてNational Company Law Tribunalを、またその上訴裁定機関としてNational Company Law Appellate Tribunalを創設

以上

## [注]

- (1) 上場公開会社の取締役については、さらに上場を適切に維持する義務や継続開示を適切に行う義務等が課せられる。もっとも、これらも結局は善管注意義務に含まれるといえる。
- (2) 多くの場合、6ヶ月以下の懲役もしくは5万ルピー以下の罰金またはその併科が罰則として定められている。
- (3) 日本の会社法では、手続違反の場合、行政罰としての過料が課されるだけであるのに対し (日本の会社法976条参照)、インドの会社法では手続違反であっても刑事罰が規定されている。
- (4) 公開会社の子会社である、いわゆるみなし公開会社について、監査委員会の設置義務があるかどうかについては議論があるが、不要という見解が一般的であるようである。
- (5) インド会社法4条7項は、親会社となる会社がインド国外の会社の場合、当該親会社がインドで設立されたと仮定した場合に公開会社に該当することとなるときには、当該親会社は「非公開会社でない会社」に該当すると定めている。日本の会社法は、インドの会社法とは基本的な法思想自体が異なるため、いわゆる非公開会社 (日本法上の非公開会社) といえども、定款の明文規定で株主数を制限したり、株式等の公募発行を禁止したりはしていないのが通常である。また、日本の会社法上最低資本金規制は撤廃されているものの、インドへの進出を企図する程度の規模を有する会社は50万ルピー相当額を越える程度の資本金は有しているのが通常である。そのため、ほとんど全ての日本企業はインド会社法上「非公開会社でない会社」に該当すると考えられる。